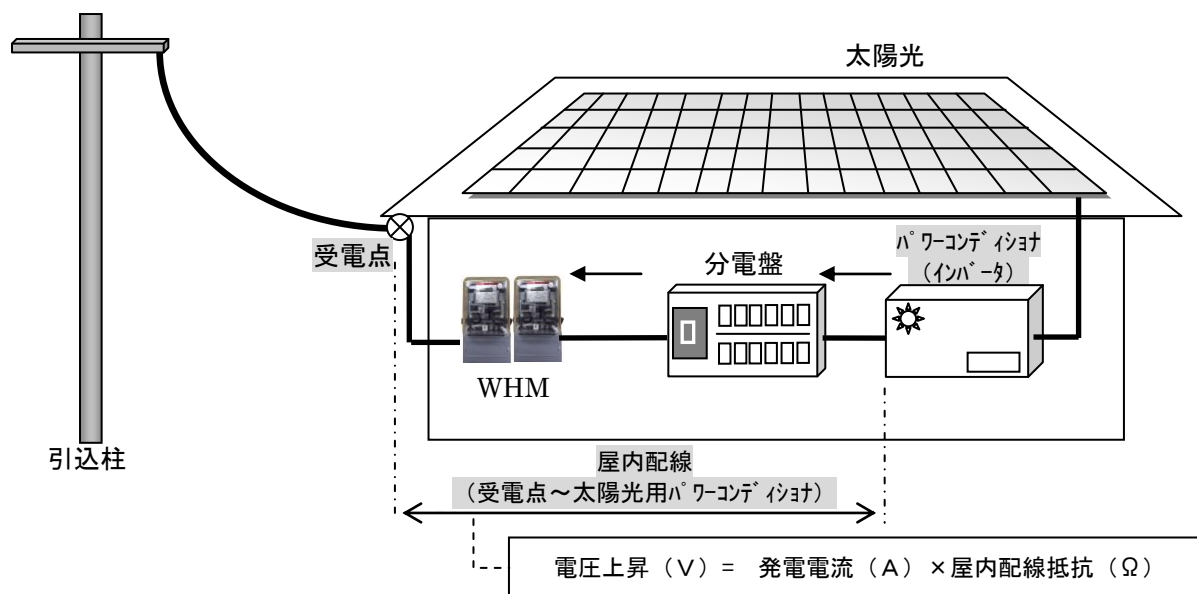


太陽光発電設備を設置する場合の「屋内配線の電圧上昇計算」について (お願い)

太陽光発電設備には、発電した電気によって受電点および周辺のお客さまの電圧が高くなり過ぎないように「電圧上昇抑制機能」があります。ここ数年、電圧上昇抑制機能の動作により、発電出力を抑制されることで、太陽光発電設備を設置されたお客さまからのお問い合わせやお申し出などが多く発生しており、全国的な問題となっております。この主な原因は、屋内の配線部分での電圧上昇によるものが多いという実態を踏まえ、発電出力抑制を減少させるための施策として、次の新たな取り組みを実施していきたいと考えておりますので、ご協力お願いいたします。

(新たな取り組み)

販売店殿または電気工事店殿は、電力販売申込み（系統連系申込み）時に、受電点から太陽光用パワーコンディショナ（インバータ）までの屋内配線部分の電圧上昇計算を実施し、当社に提出していただきますようお願いいたします。なお、屋内配線の選択の際には電圧上昇が大きくなり過ぎないように適正なものをお使いいただくようお願いいたします。



1 電力販売申込み（系統連系申込み）時の流れ

ステップ①：受電点から太陽光用パワーコンディショナ（インバータ）までの屋内配線による電圧上昇値を、「屋内配線（受電点から PCS まで）の電圧上昇値の簡易計算書」を使って求める。

ステップ②：電圧上昇計算の結果、電圧上昇値が 2 V を超えるような場合は、屋内配線を見直す。（内線規程 1310-1 「電圧降下」に準用）

ステップ③：電力販売申込み（系統連系申込み）時に、電力販売申込書やその他必要な資料と一緒に「屋内配線（受電点から PCS まで）の電圧上昇値の簡易計算書」を提出する。

2 運用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日（火）申込み分から。